

通信全覽初編

類輯提要七

百五

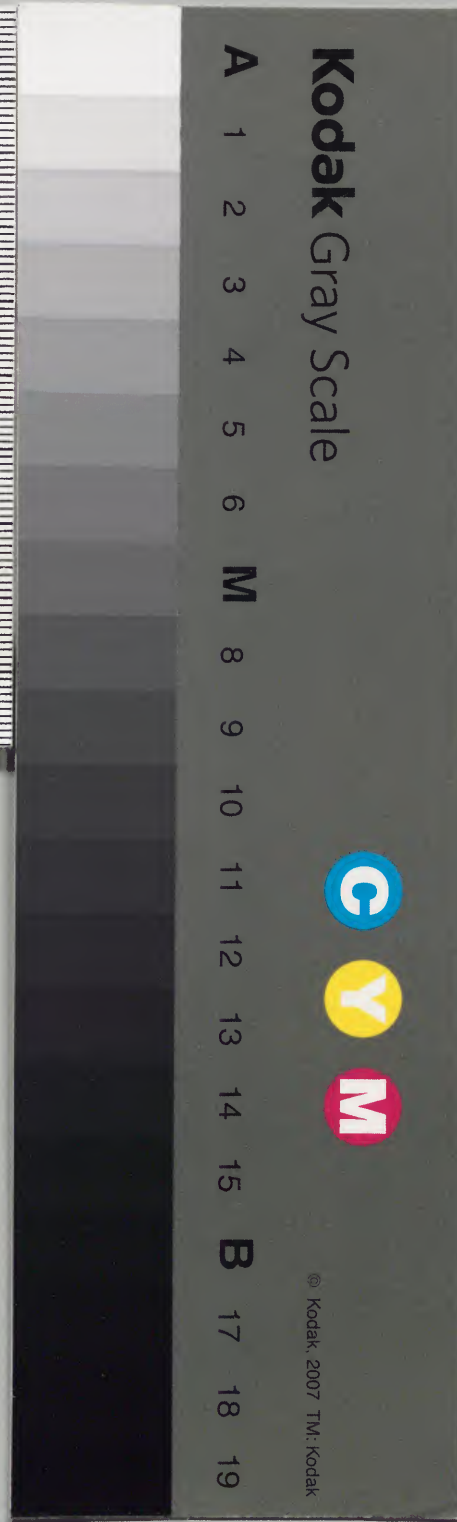
三三〇三冊	二架	二〇六函	三三〇五號	和書類
-------	----	------	-------	-----

三四函	一八架	三〇三冊	三三〇五號	和書類
-----	-----	------	-------	-----

(八百中)

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (108)
函號	184 271

共百十四



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



同日...

...

...

...

...

...





類輯提要卷之七



并記

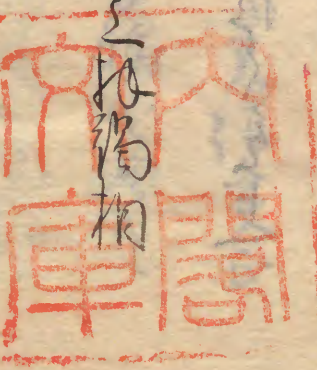
六月朔日 皇國公使 公使 出 書 御 之 内

一 今 皇 國 大 統 領 令 書 之 日 中 持 之 今 皇 國 之 内

大 皇 之 臣 子 薦 奉 汝 之 日 中 持 之 日 中

大 皇 之 臣 今 皇 國 大 統 領 之 書 御 之 日 中 持 之 日 中

御 之 日 中 持 之 日 中



同日七日 皇國公使 出 書 御 之 内



一 來書の概り兼送つて及挨拶旨の如き事  
未月十日同人より送付書簡

一 圖書持系渡來旨の如き事

大君右様見たい事之に及挨拶の如き事

之類合もろく自右圖書字等とつて送付

し挨拶及旨の如き事

日月十六日同人より送付書簡

一 圖書字等とつて自右圖書字等とつて送付

大君右様見たい事之に及挨拶の如き事  
筆

一 來書原先出の圖書字

一 國人の秀抜のトウセントルリスと撰合名國ニミエリ

一 レシテントの如き事

一 陛下の近侍の如き事

暫く英國に在りし双方の利益を愛護せしむる

事之を秘教と希知し且吾等とてよく其旨を正

しく善良の如比と二國民の幸福を祈る

事と増しとの勉勵を必也

陛下に宛て御しき事







自國の方お新度を為す佛の事西鑑而地泥亞  
回意して喫失突利亜と近年乃て之をあやむ  
官説は之を三國に傳信にお教へる事あり  
三四の事は此の如き事あり

未九月十九日三國に傳信の事あり

一 大統領の書牒先出の事

大君に拜謁の期日伺ふ所中出の事

同月十九日同人下書を以て返答

一 大君の謁の期限不日小取極め可中入る事

卷於事

未十月九日同人より先出の書牒

一 謁見の時

大君陛下に言ふ振て先出の事

大君陛下に言ふ振て先出の事

初日の書面より下書の中あり

前書に添はる書上紙大書

一 合名國のフレテト神宮に陛下の御福を願ふ  
去年の御事具合名國の書牒永年の祝賀を承



陛下に表すつきを余とらまはし  
日本におひく金推三とんく宿く振推きとんく  
カレラント余りけ状を日本に振く親政府の名代  
とんく答あるとんくの推推と見一にり主儀の  
親睦のきと培蓄とんく余のきこの目的  
條約の親睦とんく宿く遵きし兩國の間存  
や親睦の交りと保きし急厚くあまし陛下の  
政及りあるとんく宿く親睦とんく推之と  
余の推之と宿きとんくあまし

未十月十日同人下張を以て書翰

一 謁見し初言と振とる出居

台令し振引申すおまき且内十日四所登

登りてとる在まき

前書にお示し

上意振

中す。熱承り兩國の親睦益厚く了る在  
留古儀

周月十四日同人下張出書翰







あり間於下位も唯一言物としてゆく余より得  
四一し居あし何人の傲慢不恭なく思ひあはれ  
又余の輕視もみの状に考へり

余は年々の人々を以て三國を統帥の名にあり此の  
ことこそ尚く西土に絶えぬ大統帥にお為りし  
満里と云ふを以て之を以て之を以て之を以て之を  
亦未だし振りて一たき版中か以筆

あ十月十日の日記は藤原の通稱

一 百の色 當は獨り物に付し考へ満る付く

と申紙より了解を授けられたる信と云ふは其の記  
も隨て是ありて許元年色 當の年と許の年  
同の廉ありて吾用意の違ひ如く實にありし解ぎ  
と云ふは今も亦し照して吾を以ての通一城中に  
語りて一歩のし或分二市街の外に街と云ふの  
元年を以て許の年と傳ふは其の通一の通一の  
後くは其の通一の通一の通一の通一の通一の  
後街の十年を以て許の年と傳ふは其の通一の通一の  
傳ふは其の通一の通一の通一の通一の通一の



交情日く厚き道は往く虚飾を施すと要を以  
たし舊年と返け柳の隔なきを申しまのな  
心城中城におもくは裁断し初くは遇とむ別  
然為和歌の礼典も物しありは他管向せし  
條件皆そま準し推考ありしを中守改め  
大統原へ玉花持参事  
大君自ら百億と平の座席へ臨み道に恭致  
の歌を委ぬあり  
大君揖答の式は今日お今の如く遠くありし

亦女身六甲披きし熱言語の面をさりと雙  
方礼典の一回より不審に足つて申す事あり  
はるの礼典は去年魯西の信節條約を立後  
かに管福見し先服を用ひて先年を  
愛の礼節とて新装同ありしも祖君の言あり  
にあらず先年外國より目付をせむと申し  
保上御進を承承候ありし熱言をのふり  
らり披きし信言諸惑あり家なきに海あり  
後述をなす事ありしを申し候ありし







但十月十四日差由玉輪之内迄報十月十日

上之旨自是以来迄報

未十月十四日中務左補殿少室抄之百國公傳下討活

一先日拜謁之御所取振之旨云少仕修以重報

中上之旨云迄報之旨云迄報十月十日

上之旨云迄報之旨云迄報十月十日

は取振振の抄思ふに以て取振の旨云迄報

本國アレシテトドの旨云迄報の旨云迄報

中上之旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

アレシテトドの旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報

は取振の旨云迄報の旨云迄報の旨云迄報



















も遊巡と一と一扱、畧し且處に句けり、  
然親の礼の中一と一扱、何と名を云ふに、  
外國人の禮色中一と一扱、  
大君の謁式に先年、  
中一と一扱、外國人の為、  
リ、  
子基きり、  
と違ちり、  
り、

推し、  
年一、  
と一と一扱、  
地、  
と一と一扱、  
再謁、  
先月、







海にわたりてゆくものありては吾れも亦海に  
お成りての儀に實に此の毒を治すに得て礼式  
中の一に成るべきに支國國條に於て私存高志  
所極公事志を以てし且右に成るべきに吾れ  
方と相立私儀を侵すに厚く厚く本國政府に  
上りて言ふべきに右に成るべきに私親に言ふ  
中成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一

件に言ふべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一  
言に成るべきに支國の親を調護するに一



居る外國人<sup>も</sup>不知は拒既<sup>し</sup>上海新<sup>の</sup>少<sup>の</sup>事<sup>も</sup>も<sup>も</sup>控  
蔑<sup>と</sup>成<sup>り</sup>限<sup>り</sup>書<sup>載</sup>載<sup>し</sup>一<sup>の</sup>改<sup>正</sup>罷<sup>已</sup>諸<sup>國</sup>卡<sup>の</sup>傳<sup>播</sup>法<sup>を</sup>  
所<sup>と</sup>少<sup>の</sup>方<sup>を</sup>再<sup>に</sup>為<sup>す</sup>也<sup>一</sup>及<sup>に</sup>預<sup>判</sup>之<sup>法</sup>大<sup>に</sup>何<sup>を</sup>  
少<sup>の</sup>致<sup>し</sup>廉<sup>之</sup>法<sup>を</sup>一<sup>再</sup>後<sup>に</sup>為<sup>す</sup>湯<sup>の</sup>少<sup>の</sup>知<sup>る</sup>方<sup>に</sup>法<sup>を</sup>何<sup>を</sup>  
不<sup>法</sup>也<sup>一</sup>

未<sup>の</sup>十月<sup>五</sup>日<sup>三</sup>國<sup>公</sup>使<sup>不</sup>差<sup>出</sup>以<sup>書</sup>報

一<sup>拜</sup>謁<sup>之</sup>公<sup>自</sup>五<sup>日</sup>乃<sup>至</sup>十<sup>日</sup>の<sup>内</sup>に<sup>書</sup>牒<sup>を</sup>呈<sup>す</sup>  
抄<sup>り</sup>て<sup>呈</sup>す<sup>る</sup>會<sup>話</sup>之<sup>節</sup>に<sup>預</sup>判<sup>之</sup>法<sup>を</sup>不<sup>合</sup>也<sup>一</sup>  
十一<sup>日</sup>の<sup>内</sup>に<sup>書</sup>牒<sup>を</sup>呈<sup>す</sup>一<sup>の</sup>法<sup>を</sup>不<sup>合</sup>也<sup>一</sup>

新<sup>見</sup>豊<sup>前</sup>村<sup>垣</sup>法<sup>路</sup>と<sup>し</sup>て<sup>書</sup>面<sup>に</sup>致<sup>す</sup>る<sup>事</sup>  
會<sup>話</sup>之<sup>日</sup>に<sup>預</sup>判<sup>之</sup>法<sup>を</sup>不<sup>合</sup>也<sup>一</sup>  
以<sup>て</sup>少<sup>の</sup>知<sup>る</sup>方<sup>に</sup>法<sup>を</sup>何<sup>を</sup>  
不<sup>法</sup>也<sup>一</sup>

俱<sup>に</sup>返<sup>す</sup>報<sup>す</sup>

未<sup>の</sup>十月<sup>十</sup>日<sup>於</sup>善<sup>福</sup>寺<sup>新</sup>見<sup>豊</sup>前<sup>村</sup>垣<sup>法</sup>路<sup>と</sup>  
小<sup>栗</sup>豊<sup>前</sup>法<sup>路</sup>と<sup>三</sup>國<sup>通</sup>事<sup>官</sup>と<sup>対</sup>話

一<sup>拜</sup>謁<sup>之</sup>礼<sup>式</sup>を<sup>行</sup>は<sup>し</sup>て<sup>遠</sup>く<sup>交</sup>り<sup>熱</sup>心<sup>に</sup>法<sup>を</sup>講<sup>ず</sup>  
之<sup>法</sup>を<sup>不</sup>合<sup>也</sup>一<sup>の</sup>法<sup>を</sup>不<sup>合</sup>也<sup>一</sup>



大君の言上及び通し一云々所寄者一云々有る  
執事の重編抄事一云々於て有錫初限一云々  
本城宮殿造管倉成之云々於て一云々の  
大君の居所一云々改て一云々所接者一云々礼節一云々  
於て既し京師一云々所一云々於て一云々の  
重し礼典一云々所一云々於て一云々の外國一云々  
辨事一云々所一云々於て一云々の一云々の  
向て度候均一云々の  
大君の禮一云々所一云々於て一云々の於て一云々の

其後一云々所一云々於て一云々の延引一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其礼一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の  
其旨一云々所一云々於て一云々の於て一云々の











与信之由

一拜謁日限は信之由書翰給矣

未十月十六日佛國公使差出書翰

一六君為謁之期日以兵刃を来り故為少許留るる限

未同夜且國帝の名代より謁見賜り先口

臣國公使は少許留るる限は信之由書翰

予は信之由書翰に依りて信之由書翰を以て目録

帝に呈せし書翰也

大君下書と信之由書翰と別あり是れ少許留るる限

前書之源流出言云振

一以設國帝の命に依りて日中上佛國と書翰に

信義と云はれし條約は信之由書翰に依りて先口

書し親睦し書翰に依りて信之由書翰に依りて

且佛國の御代に於ては信之由書翰

同月十六日同人の書翰に依りて

一明後十六日信之由書翰に依りて

未同夜且國帝の名代より謁見賜り先口

臣國公使は少許留るる限











同日十月十七日同人下社を以て返梅

一 持家西書社に在りては、神事よりして、  
當りて授け給ふし、得而後、  
不城より上りて、多端の故を以て、  
持家西書社に在りて、  
あるの地、

同日同人下社を以て返梅

一 持家西書社に在りては、神事よりして、  
當りて授け給ふし、得而後、  
不城より上りて、多端の故を以て、  
持家西書社に在りて、  
あるの地、

と裁りて、物き揃の故を以て、

念きりて、  
付る、

瑞西國使節返書未下、山下の書取

一 瑞西國使節返書未下、山下の書取

瑞西國使節返書未下、山下の書取  
瑞西國使節返書未下、山下の書取  
瑞西國使節返書未下、山下の書取  
瑞西國使節返書未下、山下の書取  
瑞西國使節返書未下、山下の書取











十一月廿四日付

ふりて賜りし書るるに報告せしむるに英佛  
和議未だ利望ありし候に面談し八國の各日  
政府より返りたまはれし様を御覧せんとす  
三つと評しこれと好かれこれと好まざる候  
皆その間の関係より異なるに非ざるなり

同日廿七日付

五國の各日使節の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事

十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事

十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事

十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事  
十一月廿七日付の引替り候事



持渡りて少くも多し商公の取上給  
出の取入と申すはしおの取入  
厚多約多の道事目為て名符の口之候  
法問申し候へども通へば申すは  
事候へども法問引合申す

十一月廿八日同人神奈川府宛書翰

後引と申すは申す候へども

同日同人神奈川府宛書翰

後引と申すは申す候へども

和事候事候へども候へども

和事候事候へども候へども

十一月廿九日同人神奈川府宛書翰

後引と申すは申す候へども

後引と申すは申す候へども

後引と申すは申す候へども

後引と申すは申す候へども

後引と申すは申す候へども

十二月朔日同人神奈川府宛書翰



此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、

同日同日の神宗の宛る紙の返稿

此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、

同日同日の神宗の宛る紙の返稿

此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、

同日同日の神宗の宛る紙の返稿

此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、  
此の事終りたるは、其の調子生れ直らば、  
出符の所より、而して其の事終りたるは、



より明らむ待遇をいふことあり公出府文  
のきりふ体領ふこと事と承し一まぢりあふ  
時おとすはすむことしる事と承し  
二月五日同人の神奈川宛宛出の書翰

名は不友と申すことしる事と承し  
と承し待遇をいふことしる事と承し  
んことしる事と承し  
出府文と申すことしる事と承し  
んことしる事と承し

執政におきき書りぬことしる事と承し  
んことしる事と承し  
んことしる事と承し  
んことしる事と承し  
んことしる事と承し  
んことしる事と承し

同日同人の神奈川宛宛出の書翰  
今朝より書りぬことしる事と承し  
んことしる事と承し







十二月十日同入神楽川なるに在りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

本八十九國と条約す結ぶ和事成りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給

同日十日同入神楽川なるに在りて出給



領事館の事務に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

本國の領事館に關する事

同月十九日

同日十九日同領事館に關する事

日本政府は今通商航路に對する

諸國の領事館に對する

諸國の領事館に對する

諸國の領事館に對する

諸國の領事館に對する

諸國の領事館に對する







為政府より下付るる文に於て

附考

中 一月十三日使臣の國府回所の事

の事

使臣の帆を返す事

波

中 二月二日揚子使節の袖を川舟の死に事

の事

中 二月十八日使臣の國府回所の事

多志望の事

の事

の事

の事

の事

の事

中 一月廿日使臣の國府回所の事

の事

の事







Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on aged, yellowed paper. The text is oriented vertically on the right page of the open book. The characters are dark and somewhat faded, typical of old ink on paper. The writing appears to be in a historical form of a Japanese or Chinese script, possibly a mix of the two. The lines of text are somewhat irregular due to the cursive style and the texture of the paper.







